

第4. 財産権 (29)

1. 意義 司H27-9[予5]-7,R5-6-イ/ウ

29条1項は、「私有財産制度を保障しているのみでなく、社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権につきこれを基本的人権として保障する」ものである（最大判昭62.4.22【百選I 96】～森林法共有林事件～）  司H25-9-7

∴ 財産は個人の生活に不可欠であり、個人の自由で独立な人格の存在を可能にする経済的基盤である

2. 29条1項と2項の関係 司H25-9-イ,R5-6-7

2項は財産権の内容を「公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」としており、法律で性質決定された権利が、1項で財産権として保障されているように読める

しかし、法律により保障された財産又は財産権をその権利者が自由に使用、収益及び処分できる状態（これがどのような状態なのかは争いがある）を1項が保障し、この状態に対してマイナス部分があることを財産権の制約又は制限として2項がこれを規定していると解されている

→既得権が保障されている

✓ 森林法共有林事件の場合は、どのような意味で財産権に対する制約があるのか？

3. 制限 司H18,IH6-1

財産権も経済的自由権であるから、原則的には目的二分論が妥当しそうだが、判例において判決文上目的二分論によるように読めるものはない